

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500968号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600030号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を21万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私が所持している預金通帳により、A社から賞与が支払われていたことが確認できるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳及びA社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額21万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否か

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501053号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600031号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を23万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私が所持している平成15年夏季賞与支給明細書及び預金通帳により、賞与が支給され、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る平成15年夏季賞与支給明細書及び預金通帳並びにA社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額23万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求

どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。